9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する「那覇空港滑走路増設６工区埋立工事」は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。
平成27年3月10日
沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事名
那覇空港滑走路増設６工区埋立工事
2　工事場所　沖縄県那覇空港地先
3　工事内容　共通工、埋立工、雑工
4　工事区分　港湾土木工事
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成27年３月11日から平成27年３月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで
⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　２社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率
①　構成員の数が２社の場合　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定した時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※平成27・28年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成27・28年度を有効期間とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき決定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再決定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
平成27年3月10日
北海道開発局長　岡部　和憲
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　競争参加資格の再決定の申請ができる者
⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成27・28年度の競争参加資格の決定（以下「旧基準による決定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
［注］　経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領について」（昭和50年12月22日付け北開局工第91号）別紙第２条第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。
⑵　平成27・28年度の競争参加資格の決定を受けている者のうち、清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
2　再決定の申請時期及び場所
平成27年４月１日から平成27年９月30日までの間に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。
3　再決定の申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。
ア　1⑴に該当する者
①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－２）
②　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表（選択様式７）
③　業態調書（選択様式１－１）
④　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）